

釜石市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和3年4月12日から令和3年7月1日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年8月24日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	農業委員会事務局	令和3年 4月12日から令和3年 4月15日まで
2	総務企画部財政課	令和3年 4月26日から令和3年 4月28日まで
3	市民生活部市民課	令和3年 5月17日から令和3年 5月20日まで
4	総務企画部広聴広報課	令和3年 5月31日から令和3年 6月 3日まで
5	総務企画部資産管理課	令和3年 6月 7日から令和3年 6月10日まで
6	水道事業所	令和3年 6月21日から令和3年 6月24日まで
7	建設部下水道課	令和3年 6月28日から令和3年 7月 1日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理状況

第4 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	<ul style="list-style-type: none">○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none">○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。○ 交付条件どおりに履行されているか。○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
収入事務	<ul style="list-style-type: none">○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。○ 調定の時期及び手続は適正か。○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。

第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和3年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。